平成２４年（フ）第３０６号
堺市南区桃山台１丁５番４―301号、前住所奈良県生駒郡斑鳩町興留４丁目９番６号
破産者　フジイ接骨院こと　藤井　裕司
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
神戸市長田区堀切町７番６号　下田ハイツＢ―204
破産者　岡本艶子こと　伊　　艶蓮
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３６号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　13棟303号
破産者　松下　啓子
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２号
山口県美祢市大嶺町東分323番地４
破産者　大山　正夫
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３６６号
札幌市手稲区稲穂２条６丁目14番15号　木村卓爾方、住民票上の住所函館市鍛治１丁目31番２号
破産者　小嶋　祐治
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１５２号
茨城県笠間市住吉1353番地４
破産者　倉坂　重敏
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７４号
新潟市江南区曙町１丁目１番63号
破産者　太田　　聡
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１５号
新潟市中央区東大畑通１番町646番地甲
破産者　杉浦　隆夫
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８４号
東京都大田区大森北１丁目11番10―408号
破産者　田中　信治
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５４９号
滋賀県栗東市小柿４丁目10番８号、前住所滋賀県栗東市上砥山1433番地　Ⅲ―201号
破産者　井上　　智
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３４号
滋賀県高島市安曇川町南船木261番地
破産者　谷口　健次
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８９号
宮崎市月見ケ丘５丁目40番８号
破産者　中村　一郎
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３４号
宮崎市上野町３番23号
破産者　大坪　文明
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙4940番地２
破産者　高妻　利夫
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅219棟14号
破産者　落合ひろみ（旧姓南村）
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７号
宮崎市大字島之内9722番地１
破産者　松尾　節子
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第８７号
福岡県久留米市津福本町21番地　Ｔ．ＢｉｔＬ111号
破産者　片岡　照子
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８８号
福岡県久留米市原古賀町４番地３
破産者　江藤　香織
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第９２号
福岡県久留米市南２丁目３番２―16号、前住所福岡県久留米市藤山町1799番地２
破産者　田中　正已
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第９９号
福岡県久留米市青峰１丁目18番14号
破産者　吉本　茂子
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１０７号
福岡県小郡市小郡74番地８
破産者　田中　利穂
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部